

グローバルソーシャルワーク倫理声明文

情報タイプ(IFSW のファイル名): 政策課題: 人権、IFSW、ソーシャルワーク、倫理

2018 年 7 月 2 日

倫理原則に関するグローバルソーシャルワークの声明文

本倫理声明文(以下、声明文という)は、可能な限り最高基準の専門性で働くことを目標として努力するソーシャルワーカーへの包括的な枠組みとなります。

ソーシャルワーク実践者、教育者、学生、そして研究者として本声明文を承諾することは、本原則書で述べられているソーシャルワーク専門職の核心的価値や原則を守るという私たちの義務を意味します。

多くの価値と倫理原則が、私たちにソーシャルワーカーとしての機能する上での示唆を与えます。この事実は、2014 年に国際ソーシャルワーカー連盟により採択されたソーシャルワークのグローバル定義に示された多層的性質を持ち、地域および国での展開を促すものとなりました。

ソーシャルワークの定義を含むすべての国際ソーシャルワーカー連盟の方針は、これらの倫理原則に由来しています。

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

<http://ifsw.org/get-involved/global-definition-of-social-work/>

原則:**1. 人間固有の尊厳の認識**

ソーシャルワーカーは態度、言葉、行動において、すべての人間の固有の尊厳と価値を認識し、尊重します。私たちはすべての人々を尊重しますが、彼ら自身または他の人々をおとしめたり汚名を着せたりする人たちの信条や行動に対して挑みます。

2. 人権を促進する

ソーシャルワーカーは、すべての人間の基本的で不可譲の権利を受容し、推進します。ソーシャルワークはすべての人々の本質的な価値と尊厳、そしてこれに伴う個人や社会・公民権の尊重を基本とします。ソーシャルワーカーはしばしば、競合する人権の適切な合意点を見つけるために人々と働きます。

3. 社会的正義を促進する

ソーシャルワーカーは社会全般、そして一緒に働いている人々に関連して、社会的正義を達成するために人々に関与する責任があります。これは、以下を意味します。

3.1 差別や制度的な迫害への挑戦

ソーシャルワーカーは社会全般、そして一緒に働く人々に関連して社会的正義を促進します。

ソーシャルワーカーは差別に対して挑戦します。これには年齢、能力、民法上の身分、階級、文化、民族、性別、性同一性、言語、国籍(またはそれが無いこと)、意見、その他の身体的特徴、身体または精神的な能力、政治的信念、貧困、人種、関係上の立場性、宗教、性、性的指向性、社会経済的地位、精神的信念、あるいは家族構成などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

3.2 多様性の尊重

ソーシャルワーカーは、個人、家族、グループ、地域社会の違いを考慮に入れ、社会の民族的、文化的な多様性を尊重して、どのような人でも受け入れるような地域社会を強化しようとしています。

3.3 資源への公平なアクセス

ソーシャルワーカーは、資源と富へのアクセスと公平な分配を提唱し、それを目指します。

3.4 不当な方針や実践への挑戦

ソーシャルワーカーは、方針や資源が不十分またはその方針や実践が圧政的、不公平あるいは有害な状況である場合には、自分の雇用者、政策立案者、政治家、そして公衆への啓発に努めます。それによって、ソーシャルワーカーが罰せられることがあってはなりません。

ソーシャルワーカーは、自身の安全や安心を脅かすかもしれない状況を認識しなければなりません。そして、このような状況においては賢明な選択をしなければなりません。ソーシャルワーカーは、自身が危険にさらされるような時には、行動することを強制されません。

3.5 連帯の構築

ソーシャルワーカーは、コミュニティで同志とともに、職業範囲の内外において積極的に働きかけ、包摂的で責任性のある社会を構築し、変革に向うために、結束のネットワークを築く。

4. 自己決定の権利を促進する

ソーシャルワーカーは、人々が自身で選択し決定をするという権利を尊重し促進します。ただし、これが他者の権利や正当な利益を脅かしてはなりません。

5. 参加する権利を促進する

ソーシャルワーカーは、決定や行動が人々の生活に影響を及ぼすようなすべての局面において、その人々の自尊心と能力を築くこと、そして全面的な関与と参加を促進するように努めます。

6. 機密保持とプライバシーの尊重

6.1 ソーシャルワーカーは、自身、他者やその他の法的制限に悪影響を与えるリスクがない限り、人々の秘密保持とプライバシーの権利を尊重してそれに従います。

6.2 ソーシャルワーカーは、このような秘密保持やプライバシーの限界について、自分がかかわる人々に伝えます。

7. 人々を全人的にとらえる

ソーシャルワーカーは、人々の生活の生物的、心理的、社会的、精神的な局面を認識し、すべての人々を全人的にとらえ理解し対応します。このような認識は、ソーシャルワーカーがかかわる人々、組織、コミュニティの完全参加の下で、全人的アセスメントと介入方法を策定するために取り入れられます。

8. 技術やソーシャルメディアの倫理的使用

8.1 本声明文の倫理的原則は、直接的対面的接触またはデジタル技術やソーシャルメディアの使用を通じて関わっていくかどうかに関わらず、ソーシャルワークの実践、教育、研究のすべての内容に適用されます。

8.2 ソーシャルワーカーは、デジタル技術やソーシャルメディアの使用が多くの倫理基準の実践を脅かすかもしれないことを認識しなければならず、これにはプライバシーや秘密保持、利害の対立、適格性、そして文書が含まれますが、これらに限定されるものではありません。技術を使用するときは非倫理的な実践を防ぐために必要な知識やスキルを得ることが必要です。

9. 専門的な誠実さ

9.1 各国の協会と組織は、地域の状況を考慮しながら本声明文と一貫性がもたせて独自の倫理規定または倫理指針を定期的に作成、更新する責任があります。また、各国の組織は、ソーシャルワーカーやソーシャルワークの学校に本倫理原則書や独自の倫理指針について伝える責任も持っています。ソーシャルワーカーは、自国の最新の倫理規定、または指針に沿って行動すべきです。

9.2 ソーシャルワーカーは、自らの業務を遂行するのに必要な資格を有し、スキルとコンピテンシーを高めて維持しなければなりません。

9.3 ソーシャルワーカーは平和と非暴力を支持します。ソーシャルワーカーは、人道的目的で軍関係者と協力して働き、平和構築と再構築を図ることができます。軍内または平和維持の状況において作業するソーシャルワーカーは、常に人々の尊厳と行為主体性を主要な焦点として支援しなければなりません。ソーシャルワーカーは、自分の知識やスキルを拷問、軍事偵察、テロ、または転向療法のような非人道的な目的に使用したり、自身の専門的または個人的な能力を武器として人々に対して使用したりしてはなりません。

9.4 ソーシャルワーカーは、誠実性をもって行動しなければなりません。これには、自分の権力と、自分が関わる人々との信頼関係を悪用しないこと、個人と職務生活の境界を認識して、自分が物質的恩恵または利益を得るために自分の立場を悪用しないことなどが含まれます。

9.5 ソーシャルワーカーは、文化や国によっては小さな贈り物をやり取りすることがソーシャルワークの一部であり、文化的経験であることを認識します。このような状況は、その国家における倫理綱領で言及すべきです。

9.6 ソーシャルワーカーは、職業上、私生活、そして社会生活において、職業上そして個人的に自身を必要に応じて、自己管理する義務があります。

9.7 ソーシャルワーカーは、一緒に働く人々、同僚、雇用主、職能団体、そして地域、国家、国際法や協定に対して自分の行動について説明責任があること、そしてこれらの説明責任は対立するかもしれない、すべての人々への損害を最小限にするためには折り合いを付けなければならないことを認識します。決定は常に経験的実証的根拠、実践の知恵と、倫理的、法的そして文化的な考慮による情報に基づかなければなりません。ソーシャルワーカーは、自分の決定の理由について透明性を確保するように準備しなければなりません。

9.8 ソーシャルワーカーや彼らを雇用する団体は、職場環境やその国において本声明文とその国の倫理綱領が討議され、評価され、支持されるような状況を作るように努めます。ソーシャルワーカーや従事する団体は、倫理的な情報に基づいた決定を促進するために、討議を助長し、討議に関わります。

「倫理声明文」は、2018年の7月にアイルランドのダブリンの国際ソーシャルワーカー連盟 (IASW) 総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) 総会で承認されました。